

関係資料集

国・都道府県・市町村の役割分担のあり方について

地方分権改革の下での 役割分担の基本的なあり方

社会経済情勢の変化に対応して 進められてきた取組

これまでの取組から表出している 役割分担の見直し手法の傾向

役割分担の原則

<市町村中心の完結的な業務執行>

- 「基礎自治体(=市町村)優先の原則」をこれまで以上に実現。基礎自治体に対しては積極的に事務や権限を移譲。
(第27次地審調答申(平成15年11月))

<国・都道府県の補完的な役割>

- 国は本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることが基本。
(地方自治法第1条の2第2項)
- 都道府県は、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないものについて、補完的に処理。
(地方自治法第2条第5項)

デジタル技術の活用

<情報システムの個別調達>

- 各団体が自らシステムを調達することを基本に、全国共通のインフラ(住基ネット、LGWAN等)が整備。

<簡素で効率的な行政の要請等を背景とした実施主体の最適配分>

- NPMの台頭等を背景に、それまで一体的なものとして捉えてきた事務・権限を、一連の業務プロセスに着目して分割し、その一部を外部化する手法が定着。

・指定管理者制度の普及・定着 ・郵便局への委託可能事務の拡大
・地方独立行政法人の対象業務の拡大 等

- 全国的な対応等の要請を背景に、国による標準的な事務処理のあり方や基準の設定が拡大。

・個人情報保護制度の見直し ・自治体情報システムの標準化 等

- 安定的な財政運営等の観点から、事務の実施主体を市町村から都道府県単位に広域化。

・後期高齢者医療広域連合の設置
・国民健康保険の財政運営主体の都道府県化 等

- 住民との近接性が求められず、統一的な事務処理が可能なものについて、地方共同法人等により全国単位で広域化。

・地方公共団体情報システム機構(J-LIS) ・地方税共同機構 等

- 国や地方共同法人等が提供する共通基盤・共通機能を地方公共団体が共同で利用。

・マイナポータル ・eL-QR ・証明書等のコンビニ交付 等

<行政主体を通じたプロセスの最適化>

- 地方公共団体の業務を企画立案から管理執行までの一連のプロセスとして捉え、全体として効率化やサービス向上が図られるよう、各プロセスにおける実施主体を調整する取組が広く見られるようになっている。

地方分権改革の下での 役割分担の基本的なあり方

主体間の連携

<法令上の事務・権限をベースとした共同処理制度>

- 地方自治法上の共同処理制度は選択肢の拡大が行われてきたが、既存の制度を中心に活用状況は概ね横ばい。

社会経済情勢の変化に対応して 進められてきた取組

<行政ニーズに応じた連携のあり方の多様化>

- 制度化された仕組み以外に、複数の地方公共団体が一体となって行政サービスを提供する協働的な手法が拡大。
 - ・県・市町村の橋梁の点検における県の包括発注
 - ・県と市町村の連携による公立病院再編 等
- 複数団体や複数分野のインフラを「群」として捉え、維持管理を効率的・効果的に行う取組が推進。
 - ・地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)
- 激甚災害の頻発化や技術職員の減少等を背景に、災害等の一定の場合における国等による代行制度が拡充。
 - ・港湾法の一部改正 等

これまでの取組から表出している 役割分担の見直し手法の傾向

<簡素で弾力的な連携手法>

- 典型的な共同処理制度以外の簡素で弾力的な連携の手法を指向する動きが見られている。

政策遂行プロセス

<地方の意見の反映>

- 地方自治に影響を及ぼす国の施策の立案過程に地方の意見を反映するための仕組みを整備。
 - ・地方六団体への事前情報提供制度
 - ・地方分権の提案募集方式の導入 等

<政策の立案・実施プロセスへの地方の参加>

- 国と地方で構成される協議会において、共通化するシステムの選定や進捗状況の管理を行う推進体制を構築。
 - ・国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針
- 住基ネット利用事務について、分権提案を契機とする地方公共団体との協議を通じて、分野横断的に見直し。
 - ・第15次分権一括法による住民基本台帳法の一部改正

<国・地方が協働した政策立案・実施>

- 政策の立案から実施の各段階で、国と地方が方針や進捗などを調整する仕組みへの期待が高まっている。

- 近年、地方公共団体においては、**人口減少に対処するための事務が増大**しているほか、**社会情勢の変化**等に伴い、**行政需要が多様化・複雑化**している。

■人口減少に対処するための事務の増大

- ・少子化対策(保育サービスの充実等)
- ・移住・定住対策
- ・空き家対策
- ・地域交通の維持・確保対策
- ・商業施設の撤退に伴う買い物難民対策

<近年新たに策定に関する条項が追加された計画等の例>

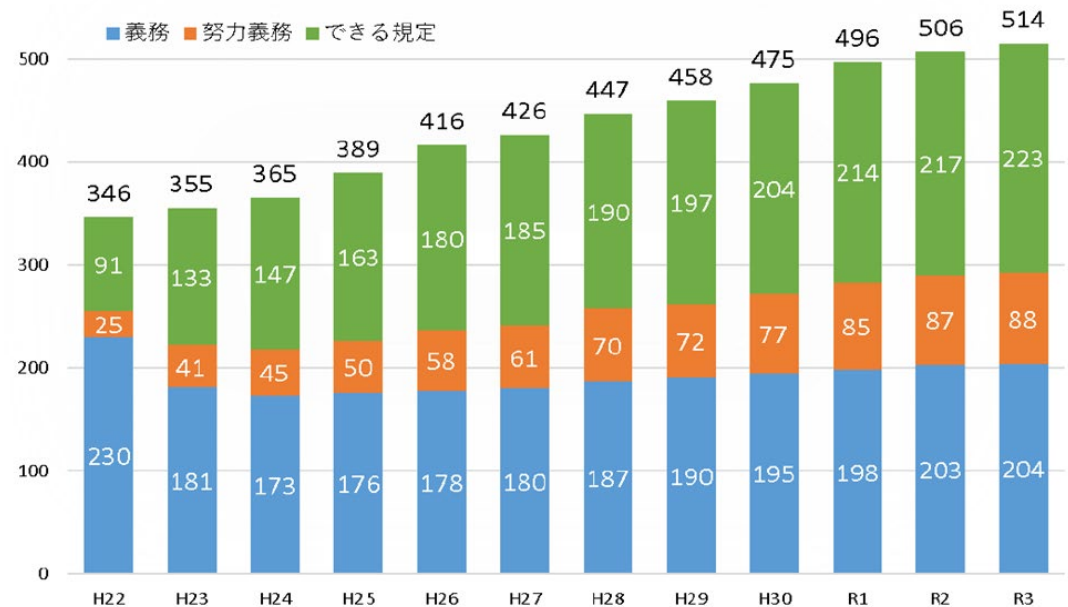
- ・こども基本法(R5.4施行)に伴う都道府県・市町村こども計画
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(R4.4施行)に基づく再商品化計画
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律(R元.10施行)に基づく食品ロス削減推進計画
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法(R6.1施行)に基づく都道府県・市町村認知症施策推進計画

■社会情勢等の変化に伴う行政需要の多様化・複雑化

- ・カーボンニュートラル、公共施設のゼロカーボン対策
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・不登校児童・生徒の増加に伴う対策
- ・単身高齢者等の増加に伴う孤独・孤立対策、認知症対策
- ・訪日外国人の増加に伴うインバウンド受入施策
- ・在住外国人との多文化共生施策
- ・高度経済成長期に整備したインフラの老朽化対策

(注)地方公共団体への聞き取り等による

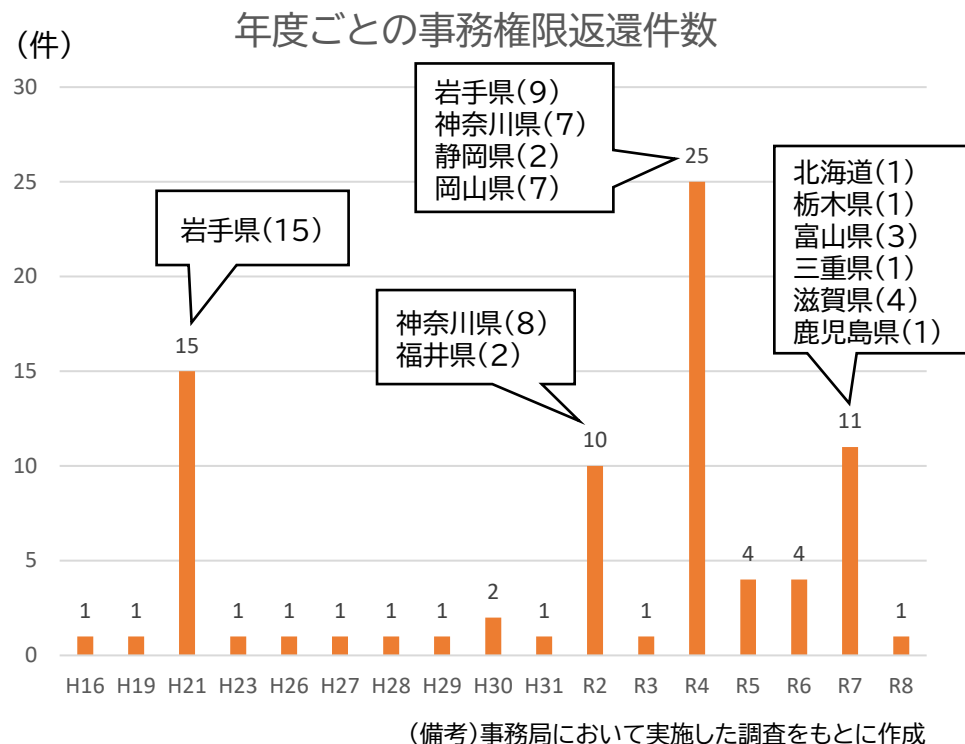
■計画等の策定に関する条項数の推移



(出典)効率的・効果的な計画行政に向けて(令和5年2月20日)地方分権改革有識者会議

事務処理特例条例により移譲した事務権限の返還の状況

- 事務処理特例条例により市町村に移譲した事務権限について、**事務処理に必要な職員の確保が困難**であることや、**事務処理件数が少なく知識や経験の集積ができない**こと等を理由に、これまで都道府県の18団体において、**延べ81件の返還**が行われている。



事務権限返還延べ件数	81件
市町村との間で事務権限の返還を行った都道府県数	18団体

<事務権限の返還件数が多い主な団体>

岩手県(24件)、神奈川県(17件)、岡山県(7件)、滋賀県(6件)

主な返還の事例

<岩手県>

- ・H21年度に、遠野市から「**事務の定着が困難であること、専門職員の配置が困難である**」こと等を理由に、要望のあった**大気汚染防止や騒音対策などの公害対策に関する15件の事務を返還**。
- ・R4年度に、宮古市から「**専門性が高い事務であり、通常の届出受理等においても県の助言を必要としている**」、「**権限移譲後に作成した県の移譲推進計画における人口等の条件を満たしておらず、事務処理に必要な職員の確保が困難である**」ことを理由に、要望のあった**大気汚染防止や騒音対策などの公害対策に関する9件の事務を返還**。

(返還を行った事務の例)

- ・大気汚染防止法に基づく、大気汚染防止対策に関する事務
- ・騒音規制法に基づく、騒音、振動、悪臭防止対策に関する事務

<神奈川県>

- ・「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」において、市町村の意向を踏まえ、事務の返還を実施。
- ・令和2年から令和7年までの間に、「**事務処理件数が少なく知識や経験の集積ができない**」等の理由により、**30市町村から延べ17件の事務を返還**。

(返還を行った事務の具体例)

- ・土地区画整理法に基づく、土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可等の事務
- ・社会福祉法に基づく、社会福祉法人の設立認可等に係る書類の受理及び送付事務

ヒアリングで取り上げられた基礎自治体における事務処理の課題と対応の例

秋田県大館市

道路分野

- 令和8年1月の大雪の際には、人も重機も足りなくなり、県道・市道から国道に雪を押し出し、国交省のロータリー除雪車で排雪を行う国・県・市の連携による「スクラム除雪」を実施。



- 現在は、市単独で多分野連携（道路、河川、公園等の日常維持管理）による包括的民間委託に取り組んでおり、今後は周辺市町村や国、県との連携を通じたネットワークの拡大を目指す。

医療分野

- 医療従事者不足や医療と介護の連携強化といった課題に対し、地域医療連携推進法人を設立し、地域医療の機能維持のための集約とネットワークを構築。



【二次医療圏の再編】
県では、人口減少、医療人材不足、効率的な医療提供の維持を目的として、令和6年度から医療圏を8つから3つに再編。本市を含む東北部では、3つから1つに再編。

- 医療計画は県が策定する一方、実際の医療の提供は市町村・民間病院が担っており、医療圏の広域化が進む中、広域医療の責任のあり方について議論の余地がある。

青森県中泊町

介護保険分野

- 介護保険事務のうち介護認定審査は広域連合が実施しているが、審査件数の制限に伴う認定遅延が増加傾向にある。今後も審査件数は増加する見込みであり、事務処理体制について検討が必要。

つがる西北五広域連合

- ・設立年月日：平成11年3月25日
- ・構成団体：五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町（2市4町）
- ・主に処理する事務：
（福祉・医療）介護認定審査会、障がい者介護給費等判定審査会、地域自立支援協議会、医療的ケア児支援検討会議、中核病院及びサテライト医療機関
（環境）一般廃棄物の処理、新ごみ処理施設等

インフラ分野

- 道路や橋梁については、台帳や計画に基づき点検・改修等を行っているが、例えば橋梁については、ほとんどの地方公共団体で長寿命化修繕計画を策定しており、県で一括して計画を管理することが可能ではないか。
- 上下水道や集落排水事業について、人口減少に伴い加入戸数が減少傾向にある中、将来にわたって単独運営を維持するのは難しい。

ヒアリングで取り上げられた各府省における地方公共団体の事務処理に関する課題と対応の例①

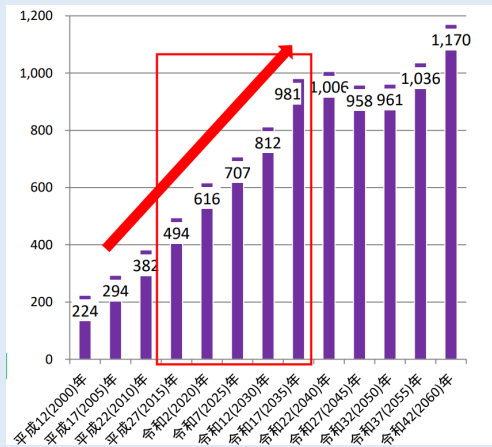
厚生労働省

介護保険分野

- 2040年には約57万人の新たな介護職員が必要とされる中、介護現場の人材確保や生産性向上等が一層重要。
都道府県が設置主体となり、人材の確保や生産性向上、職場環境改善のためのプラットフォームの構築が必要。
- 医療と介護の複合ニーズを持つ者の増加が見込まれるため、介護と医療の計画策定主体や計画対象区域のずれの解消が必要となる。
原則、二次医療圏単位の「医療と介護の協議の場」を、2040年に向けた医療・介護連携等の議論を行う場として、実効性を伴う形に再編成することが適当。
- 2040年頃には、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえた対応が必要。
サービス需要が減少する中山間・人口減少地域において、柔軟な対応ができる新たな枠組みの創設が必要。
- 地方公共団体、サービス事業者、ケアマネ事業所、医療機関等の間で、被保険者に関する情報が紙で共有されている。
情報をサービス利用者、地方公共団体、事業者、医療機関間で電子的に共有可能とする介護情報基盤の整備を推進。

(参考)

◆85歳以上人口の推移



◆在宅サービス利用者数の将来見込

年	在宅サービス利用者数の将来見込(万人)
2024	379
2030	432
2035	457
2040	465
2045	455

◆単独で保険者運営を行う市町村

市区町村	市	町	村
1,534	758	635	141

◆広域的な保険者運営を行う市町村

広域連合			一部事務組合		
市	町	村	市	町	村
35	87	40	22	21	2
地域数			25	地域数	14

ヒアリングで取り上げられた各府省における地方公共団体の事務処理に関する課題と対応の例②

国土交通省

インフラ分野全般

- 市町村は膨大な数のインフラを管理しているが、技術系職員の不足、土木費の縮小、施設の老朽化等が進行。

上下水道分野

- 中小規模の事業体ほど、脆弱な組織体制、老朽化の進行、脆弱な経営基盤といった課題が顕著であり、広域連携の推進が急務。

道路分野

- 建設後50年以上を経過する道路橋やトンネルの急増、市町村における技術系職員の減少等の課題に対応し、効率的な道路管理を行うための実施体制が必要。

「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」として、大きく二つの連携を推進。

- ① 地方公共団体の枠を越えて行う広域連携
- ② 道路、公園等のインフラ分野の枠を越えて行う多分野連携

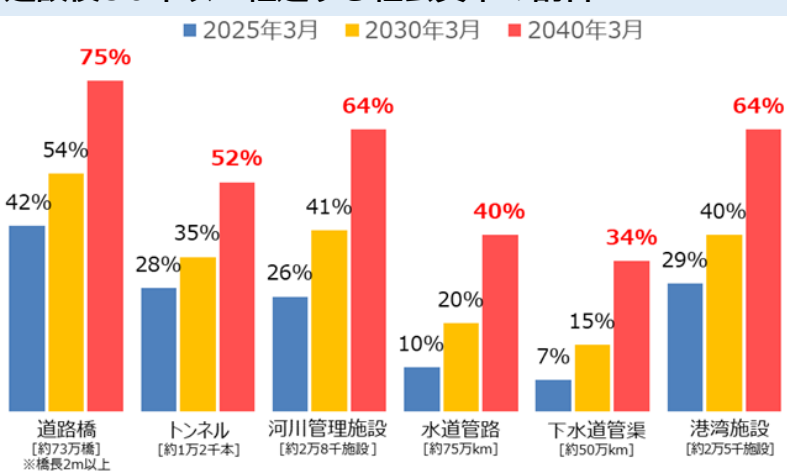
ハードの連携を超えて、経営主体の一体化、料金を含む事業統合など、複数自治体による事業運営の一体化をはじめとする広域連携を推進する制度※を充実。

※下水道については、R8.3に「下水道法等の一部を改正する法律案」を閣議決定。

道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他自治体が代行できる制度(連携協力道路制度)を創設。

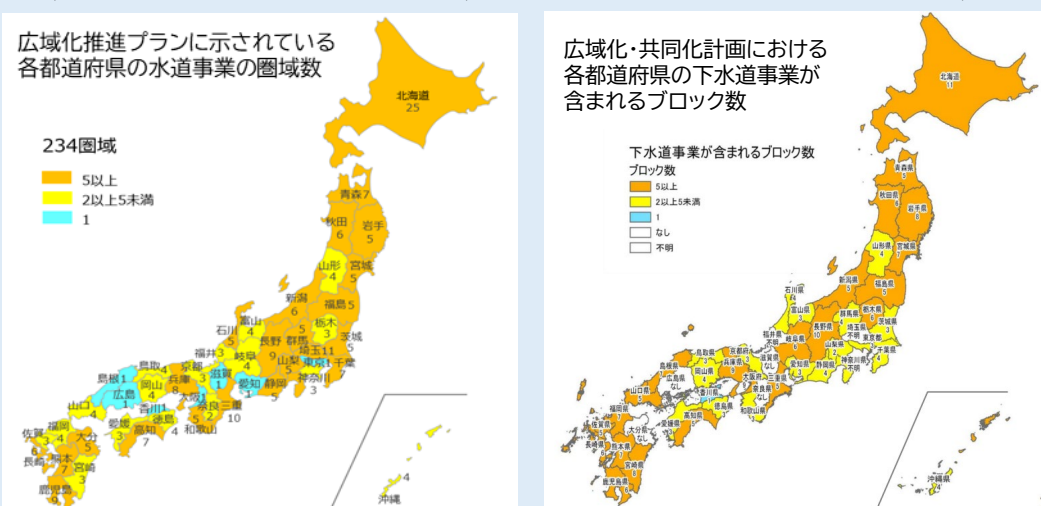
(参考)

◆建設後50年以上経過する社会資本の割合



(出典)国土交通省HP

◆広域化推進プラン(水道)及び広域化・共同化計画(下水道)の対象圏域数



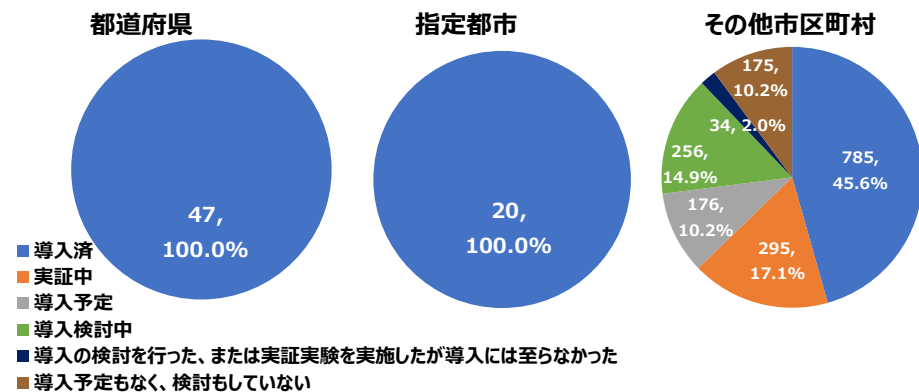
(備考)国土交通省 第4回上下水道政策の基本的なあり方検討会(令和7年5月20日)資料2を一部加工

地方公共団体におけるAIの活用状況

地方公共団体におけるAIの活用について

- 地方公共団体においてもAIの実証実験・導入が急速に進んでいる。
- 地方公共団体の業務におけるAIの活用においては、①生成物の正確性への懸念、②デジタル人材の不足、③要機密情報の流出の懸念等といった課題がある。
- 総務省では、「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック＜導入手順編＞」において、生成AIの利用方法や具体的な利活用事例、利用における留意事項等を紹介している。

◆地方公共団体における生成AIの実証実験・導入状況



総務省情報政策行政局地域政策課長選挙地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況調査（令和7年10月31日現在）

地方公共団体におけるAIの活用事例

AIによる電話問合せ対応の自動化(福岡県北九州市)

<取組の概要>

- 電話の問合せ対応をAIで自動化することで窓口業務等に集中できる環境を整備。
 - ・ 電話による市民課への問合せに対する一次対応を全てAIで実施
 - ・ 登録されたナレッジで対応できない場合は、用件をまとめて職員に転送

<効果>

- 従来職員が対応していた電話のうち、**約4割はAIで対応が完了。職員が窓口業務等に注力**できている。
- 自動応答終了後の簡易アンケートでは、**約8割の利用者が「分かりやすい」、「便利」、「特に問題なし」といった肯定的な反応。**



《電話対応AI》

福祉相談業務へのAI活用(茨城県)

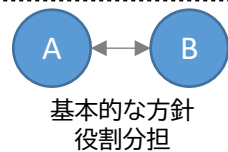
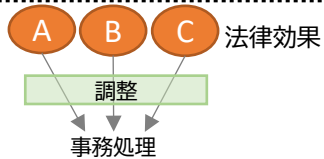
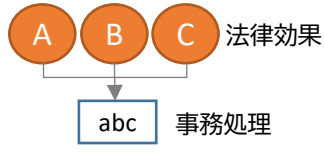
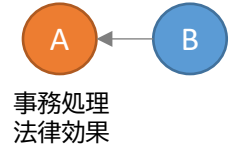
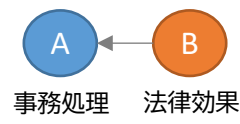
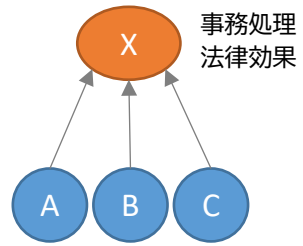
<取組の概要>

- 福祉相談業務にクラウドストレージサービスと生成AIを活用し、最適な支援メニュー提案や訪問調査時等の記録作成により、支援の質向上を実現。

<効果>

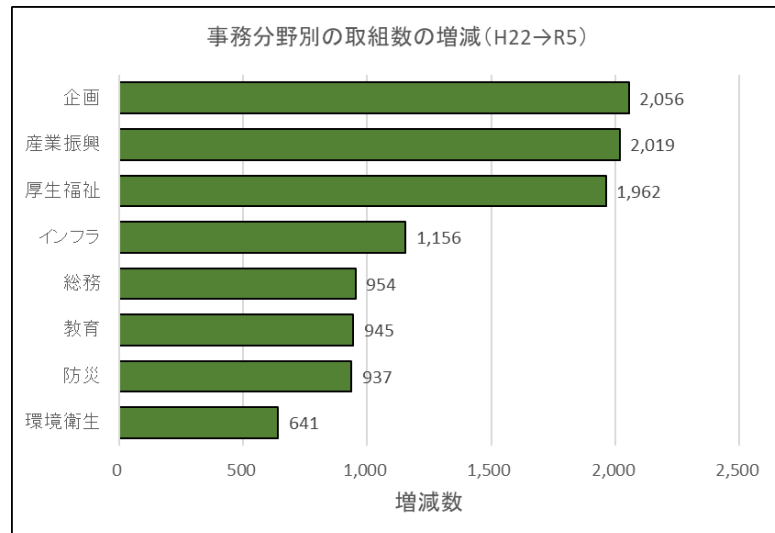
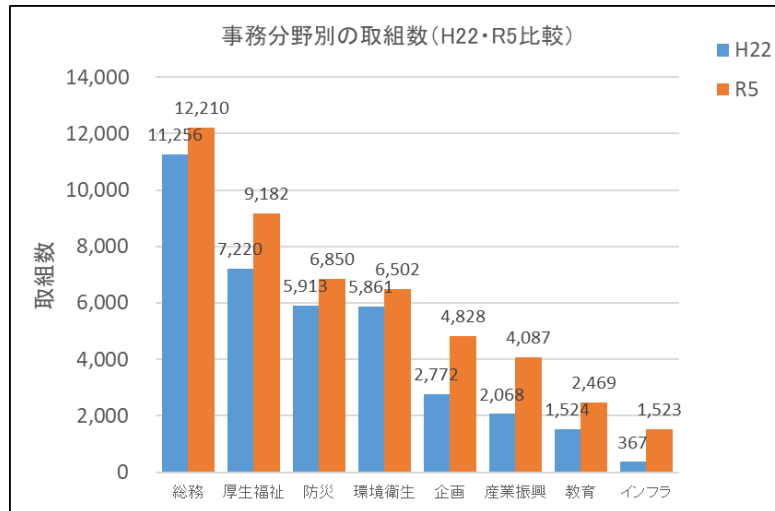
- 要支援者の情報を生成AIに参照させることで、ニーズを把握・分析し、その場で最適な公的制度、支援メニュー、相談支援機関等を案内することが可能になり、支援の質が向上。
- 相談記録の作成時間が減少し、相談者の話を聞く時間を増やせるため、相談者の安心感の向上に繋がる。

地方自治法に基づく共同処理制度

共同処理制度		制度の概要	連携イメージ	運用状況（R5.7.1現在）
別法人を設立しない仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める。	 基本的な方針 役割分担	○締結件数：467件 ○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約など
	協議会	地方公共団体が共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行う。	 法律効果 調整 事務処理	○設置件数：227件 ○主な事務：消防、救急、広域行政計画
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置。	 法律効果 abc 事務処理	○設置件数：445件 ○主な事務：介護区分認定審査、公平委員会、障害区分認定審査
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる。	 事務処理 法律効果	○委託件数：6,815件 ○主な事務：住民票の写し等の交付、公平委員会、競艇
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる。	 事務処理 法律効果	○代替執行件数：3件 ○上水道に関する事務、簡易水道に関する事務、公害防止に関する事務
別法人を設立する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	 事務処理 法律効果	○設置件数：1,392件 ○主な事務：ごみ処理、し尿処理、消防・救急
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。		○設置件数：117件 ○主な事務：後期高齢者医療、介護区分認定審査、障害区分認定審査

共同処理する事務の状況

- 平成の合併推進運動が一区切りとされて以降、共同処理件数が増加した事務は、**行政不服審査法上の附属機関等、新たな制度が導入されたもの**や、連携中枢都市圏における取組みの進展等により、**産業振興、地域振興、子育て・保育、職員研修**等が多く占めている。



【共同処理件数の主な増減(H22とR5の比較)】

<主な増>

行政不服審査法上の附属機関<総務> +530
 公共交通<インフラ> +503
 地産地消・販路拡大<産業振興> +458
 観光<産業振興> +451
 職員研修<総務> +433
 新産業創出・企業誘致<産業振興> +426
 子育て・保育<厚生福祉> +412
 地域振興<企画> +402
 移住・定住<企画> +402
 自治体DX <総務> +371
 消防<防災> +360
 救急・土日医療<厚生福祉> +300
 病院<厚生福祉> +265

<主な減>

公務災害<総務> ▲125
 農業共済<第1次産業振興> ▲128
 地域開発計画<産業振興> ▲359

(備考)総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」(各年7月1日現在)をもとに事務局作成
 ※件数は、設置等件数×構成団体等数。事業分類については新たなコードで振りなおしている。

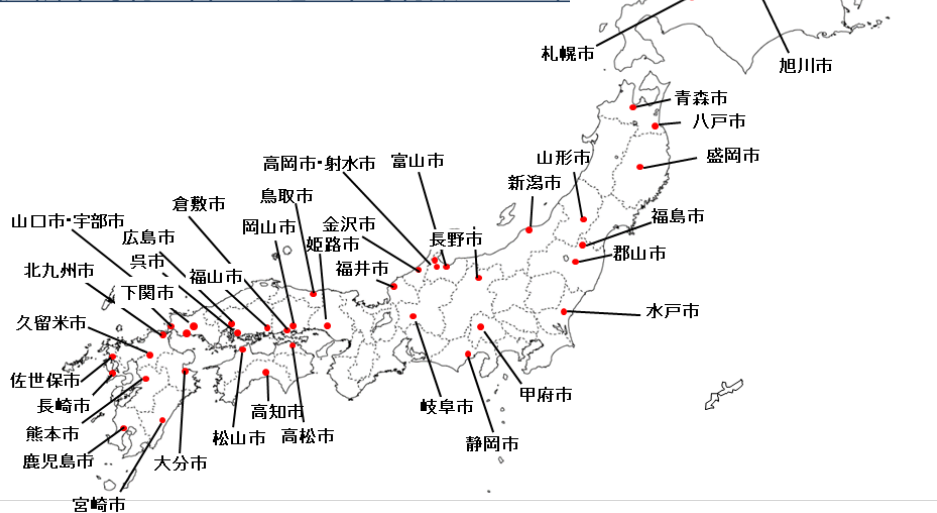
「連携中枢都市圏構想」の推進(平成26年度～)

連携中枢都市圏構想の概要

- **相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少下において一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成**
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「**連携協約**」の制度を導入(平成26年)
(連携中枢都市圏形成のための手続き)



令和8年4月1日現在、
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:**387**)



連携中枢都市圏構想の推進に係る主な財政措置

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置

- (1) 連携中枢都市圏の取組に対する包括的財政措置
- ① 普通交付税措置
- 「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置
(圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円)
- ② 特別交付税措置
- 「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定(措置率0.8)
- (2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置
- 1市町村当たり年間1,800万円を上限(措置率0.8)

2. 地域活性化事業債の充当

- ・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当。
(充当率:90%、交付税算入率:30%)

「定住自立圏構想」の推進(平成21年度～)

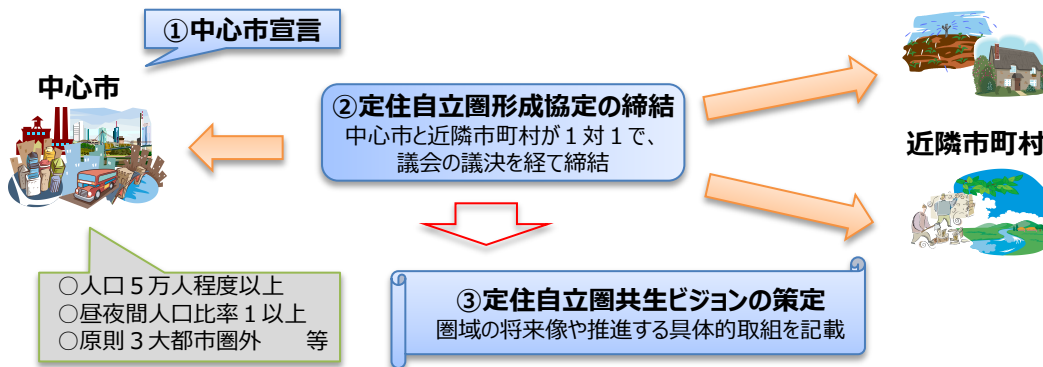
- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、**地方圏における定住の受け皿を形成**。

圏域に求められる役割

- ① 生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ② 結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③ **資源制約に対応するための圏域マネジメント等**（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい、**専門人材の共同確保・育成等**）

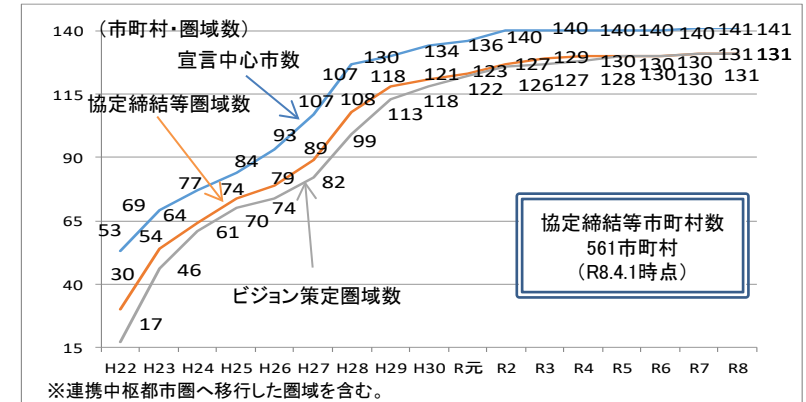
デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）では「**定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である**」とされていることから、圏域における**デジタル技術を活用した取組を促進**する。

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

R8.4.1現在 131圏域



定住自立圏構想に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- 包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- 外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- 地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

- 地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- 地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

「広域リージョン連携」の推進(令和7年度～)

- 「広域リージョン連携」は、産業政策や観光振興など地域の成長につながる施策を、**都道府県域を超えた多様な主体の連携**により、**点から面に展開**する取組。
- 総務省では、「広域リージョン連携推進要綱」(令和7年9月2日制定)により、「広域リージョン連携」の進め方を示すとともに、国による支援措置等により各地域でのプロジェクト実施を推進。

「広域リージョン連携」(要綱のポイント)

主体	複数都道府県の区域における 地方公共団体と経済団体等の多様な主体 による構成体
対象事業	産業政策や観光振興など、 点から面に展開すべき複数のプロジェクト を実施
手続	①構成団体が 共同で広域リージョン連携宣言 を実施 ② 広域リージョン連携ビジョン を策定 ・具体的なプロジェクトの内容 ・実施主体間の役割分担や効率的な実施体制 等に言及
国の支援	・ 地域未来交付金や各府省の補助事業等 (計7府省・28事業)による支援 ・令和8年度地方財政計画で創設された「 地域未来基金費 」の活用 ・地方分権改革提案募集や特区制度(構造改革特区や国家戦略特区)の枠組みを通じた、 地域の要望を踏まえた規制の緩和等 ・リージョン毎の総務省による伴走支援

<各地域の取組状況>

関西地域(R7.10.23宣言)

- ・万博で披露された最先端技術の実装化
- ・観光 等

北陸地域(R7.10.20宣言)

- ・企業誘致
- ・伝統工芸品等の輸出拡大 等

北海道地域(R8.2.5宣言)

- ・宇宙関連産業
- ・GX・ゼロカーボン産業 等

九州地域(R7.10.20宣言)

- ・半導体産業
- ・MaaS 等

中国地域(R7.9.3宣言)

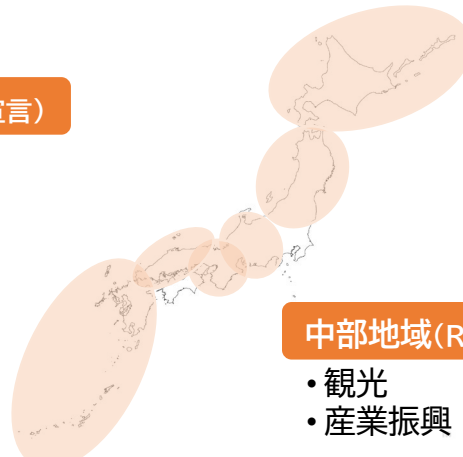
- ・観光
- ・産業振興 等

中部地域(R7.11.26宣言)

- ・観光
- ・産業振興 等

東北地域(R7.11.27宣言)

- ・地域製品の国内外への販路拡大
- ・産業クラスターの形成 等



地方共同法人等の活用

- 住民との近接性が求められず、かつ、全国で統一的な処理が可能なものについては、**地方公共団体が共同して運営する地方共同法人等**が業務を担っている例があり、その範囲も拡大傾向にある。

地方税共同機構(LTA)

法人形態

地方税法に基づき地方公共団体が共同して運営する地方共同法人

主な業務

- ・eLTAXを通じた地方税の納付

【利用件数・金額】

	納付件数(万件)	納付額(兆円)
R4	1,215	4.48
R5	8,193	11.95
R6	9,684	16.06

⇒令和8年9月から、地方税以外の公金の収納を開始

- ・自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)

【利用件数】 (万件(%))

	新車新規 サービス利用	継続検査 サービス利用
R4	137(56.1)	952(57.5)
R5	158(59.9)	1,031(64.1)
R6	173(64.8)	1,099(68.1)

(注)括弧内は全体件数に対するOSS利用割合

職員数

81名(令和7年7月時点)

予算規模

約179億円(令和7年度予算における事業費)

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

法人形態

地方公共団体情報システム機構法に基づき国と地方公共団体が共同して運営する法人※

※ 令和3年の法改正により地方共同法人から転換

主な業務

- ・マイナンバーカードの発行
【保有枚数】1億221万枚(令和8年3月時点)
- ・全地方公共団体が接続するシステム(公的個人認証サービス、住基ネット、LGWAN)の運営
- ・証明書のコンビニ交付サービス
【導入団体数】1,383団体(1億1,940万人)(令和8年4月時点)
【コンビニ交付を利用した住民票の写し※の交付件数】

※住民票記載事項証明書を含む

年	R元	R2	R3	R4	R5	R6
万件 (%)	222 (3.4)	346 (5.6)	627 (10.3)	943 (15.6)	1,456 (26.2)	1,823 (33.7)

(注)下段の括弧内は窓口を含めた全交付数に対する割合

職員数

360名(令和8年4月時点)

予算規模

約3,777億円(令和8年度予算における事業費)

「人材のプール機関」としての日本下水道事業団の役割

- 日本下水道事業団は、高度な専門技術を持つ職員をプールし、地方公共団体に代わって全国の下水道施設の設計や建設を支援。
- 地方公共団体の委託に基づき、下水処理場や雨水幹線管路などの建設を代行し、これまで全国で1,500箇所以上の下水処理場の建設事業に関与。(日本の下水処理場の約7割に相当。)
- 令和7年には、日本下水道事業団が、被災した水道施設(浄水場等の基幹施設)の修繕や復旧工事を行うことができる特例を水道法で新たに規定。
- 一方、日本下水道事業団においても人材確保が課題となっている状況。

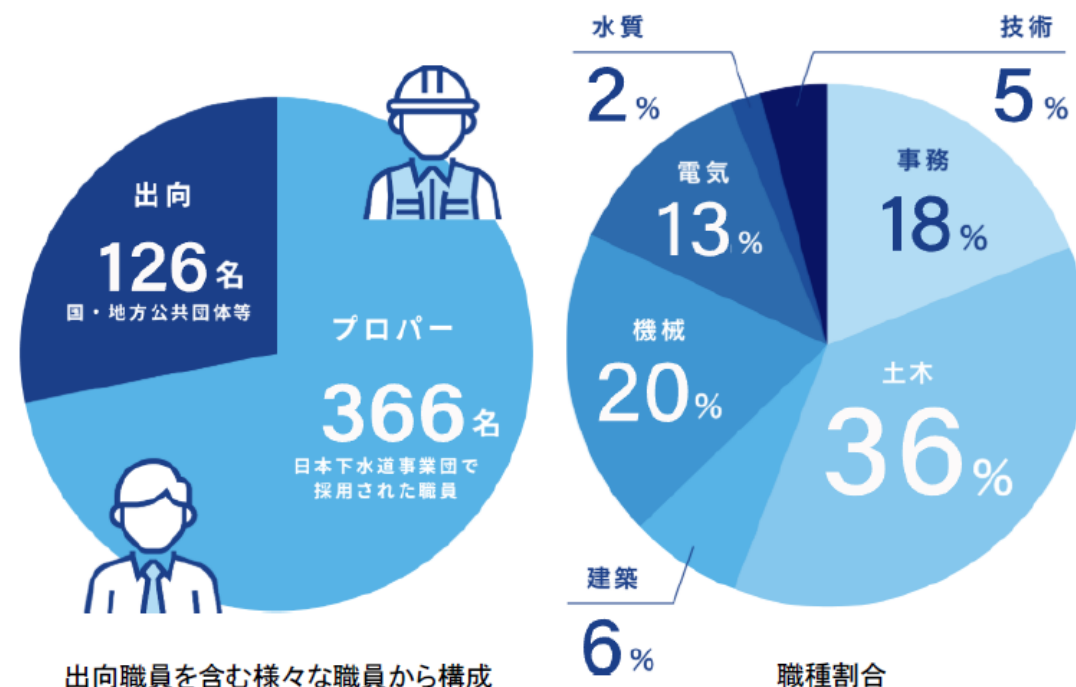
▼ 日本下水道事業団の概要

下水処理場の設計・建設実績



主な事項	最新のデータ	ポイント
事業規模 (R7年度予算)	約 2,447 億円	日本の下水道予算の約 1.4 割
技術基準類 の整備	約 100 の技術基準類	日本のデファクトスタンダード
地方公共団体 職員の育成	のべ約 91,000 人 が JS研修を受講	自治体の技術力アップに貢献
JS職員の技術力	のべ 80 人以上 の 「技術士」資格保有者	技術系職員の 6 人に 1 人
	約 20 人 の一級建築士	建築職職員の 4 人に 1 人
海外への 技術貢献	のべ 100 人以上 の職員を 海外派遣	H23より国際関連業務も本格着手

▼ 「人材のプール機関」としての役割



地方独立行政法人制度

- 地方公共団体において経営資源が制約される一方、行政需要が増加する中で、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するために、業務の性質に応じて民間委託や地方独立行政法人制度の活用等が進められてきた。

地方独立行政法人の概要

- 国における独立行政法人制度の整備等を踏まえて平成15年に地方独立行政法人制度を創設。地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施を確保できない事務・事業の効率的・効果的な実施が目的。
- 制度創設時は右図の①～⑤が対象業務であり、②について、平成19年に公立高等専門学校、平成28年に大学等の技術に関する研究の成果の活用を促進する事業を実施する者に対する出資業務を追加。
- また、⑥について、平成30年には、一部に審査や交付決定等の公権力の行使にわたる事務が含まれ、一連の事務の一括した民間委託等、効果的な委託が困難であった申請等関係業務（転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のうち定型的なもの）を対象業務に追加。

対象業務

- | | |
|-------------------|--------|
| ① 試験研究 | (11法人) |
| ② 公立大学【H19, 28拡大】 | (85法人) |
| ③ 公営企業型 | (68法人) |
| ④ 社会福祉事業 | (1法人) |
| ⑤ 博物館、動物園 | (2法人) |
| ⑥ 申請等関係事務【H30追加】 | (2法人) |

※カッコ内は令和7年4月1日現在の法人数（計169法人）

申請等関連業務を行う地方独立行政法人

- 名 称：地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター
- 設立時期：令和4年10月1日
- 設立団体：大阪府泉佐野市
- 対象業務：主な実施業務は以下のとおり。

◆主な実施業務

住所異動、各種証明書発行、印鑑登録、税関係証明書発行、国民年金、おくやみ窓口、要介護認定要支援認定申請、児童手当、こども医療、上下水道減免申請、総合案内等

- 名 称：地方独立行政法人名護市行政事務機構
- 設立時期：令和6年8月1日
- 設立団体：沖縄県名護市
- 対象業務：主な実施業務は以下のとおり。

◆主な実施業務

住所異動、各種証明書発行、印鑑登録、税関係証明書発行、自動車臨時運行許可、個人番号カード、旅券、国民年金、おくやみ窓口等、電話交換、総合案内

※民間委託では細分化せざるを得なかった一連の事務を、地方独立行政法人が一括して実施することが可能となった。

国・地方公共団体以外の主体の活用事例(いわゆる「シンク・アンド・ドゥー・タンク」)

- 地方公共団体や経済団体、企業、大学などの**多様な主体が参加**する組織が、産業振興やまちづくり等の分野で、市町村域を超えて**地域の戦略・計画の策定から事業の実施・推進までを一体的に実施**している例(いわゆる「シンク・アンド・ドゥー・タンク」との協働)が見られる。

福岡地域戦略推進協議会(FDC)

福岡都市圏の地方公共団体や経済団体、企業、大学を中心とした多様な主体が会員となり、地域の成長戦略の策定から推進までを実施。

概要

設立:2011年

会員:234(2025年12月現在)

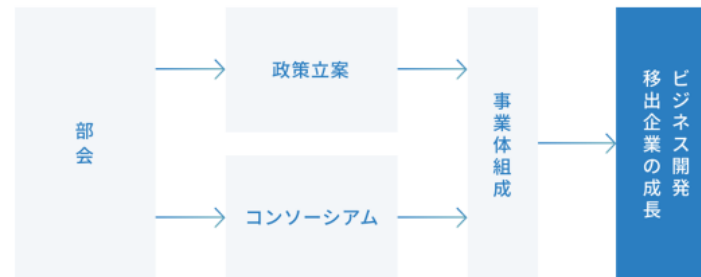
※自治体や経済団体、企業、大学等の多様な主体が会員

事務局:31名



事業推進の仕組み

- FDC会員が参加する部会(産業創造部会、都市創造部会、デジタル部会)で議論を積み重ね、テーマ毎に地域の成長戦略を企画立案。
- 当該戦略に基づき、具体的なプロジェクトの担い手となる事業体を組成するほか、FDC自ら事業を実施することも。



取組事例

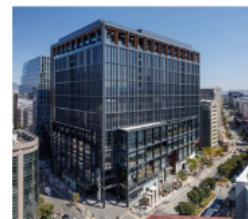
MICE推進

- 福岡都市圏のMICE戦略を策定
- MICE誘致を行う実行組織「Meeting Place Fukuoka」を組成
- FDCが中心となりイベントやセミナーも開催。



規制緩和

- 福岡都心再生戦略の立案
- 国家戦略特区「航空法の高さ制限の緩和」を福岡市と共同で提案



地域資源を生かした新事業の創出

- 地域が競争力を有する産業領域で、関係団体と連携して交流イベントや展示会等を開催。



現在の地方分権改革の推進体制と取組について

- 平成26年までの地方分権改革の取組は、**国が主導する形で集中的な取組を実施**することにより相応の効果を実現。平成26年には、**地方の発意に根差した新たな取組**として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けた検討を行う「**提案募集方式**」を開始。
- 当初は「権限移譲」に関する提案も多かった一方、近年は「**地方に対する規制緩和**」に関する提案が大半を占めるようになってきている。

<地方分権改革の推進体制>

地方分権改革推進本部

(閣議決定で内閣に設置)

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、内閣府特命担当大臣

本部長：その他全閣僚

国会

③対応方針の決定

④法案提出

内閣府

地方分権改革有識者会議

座長：市川住友林業会長

その他13名の首長・学識者等
構成

各府省

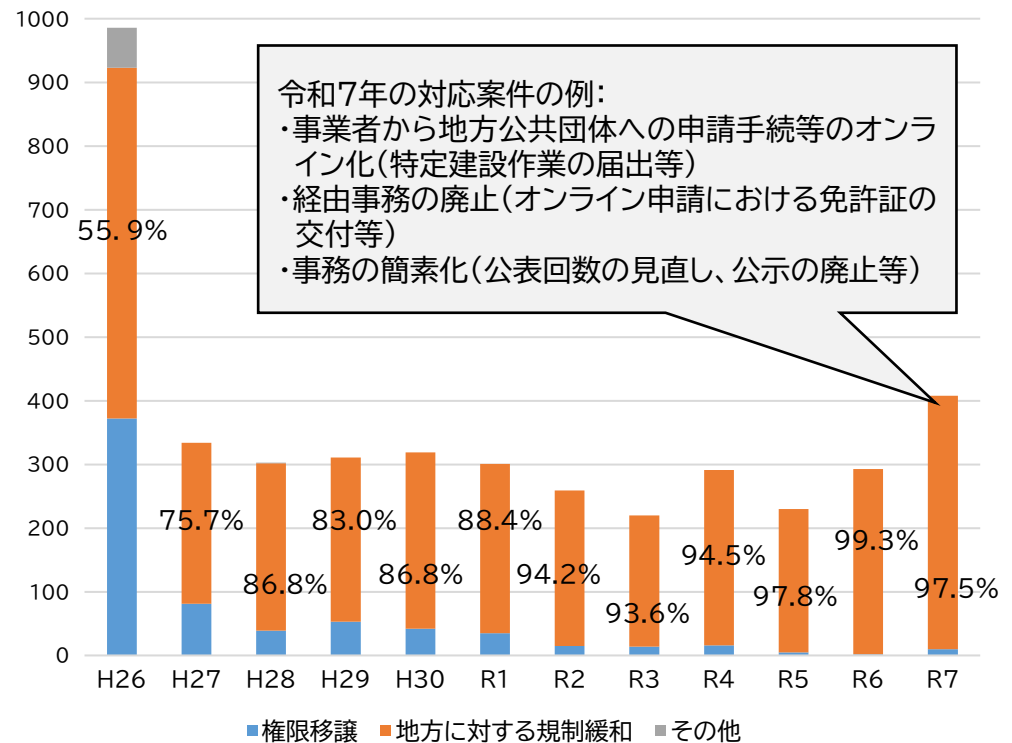
②調整

①提案

地方公共団体

提案募集の件数(提案区分別)

(件)



令和7年の対応案件の例:

- ・事業者から地方公共団体への申請手続等のオンライン化(特定建設作業の届出等)
- ・経由事務の廃止(オンライン申請における免許証の交付等)
- ・事務の簡素化(公表回数の見直し、公示の廃止等)

※ グラフ中の値(%)は、当該年度の提案件数総数に占める「地方に対する規制緩和」の提案件数の割合を示す。

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(概要)

第1回専門小委員会資料
(令和8年2月18日)

- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」(※)に基づく取組では、「**システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政**」を目指す姿と位置付け、国と地方3団体の代表者で構成される協議会において、共通化するシステムの対象候補を選定するなど、**国と地方公共団体が連携・協力した形で推進体制**が整備されている。
- ※令和6年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の一部として策定

1. 基本的な考え方

問題意識

急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要

目指す姿

- ① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政
- ② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強靱な行政
- ③ 規模の経済やコストの可視化及び調達共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政

【タテの改革】
各府省庁による
所管分野の国・
地方を通じた
BPRとデジタル
原則の徹底

【ヨコの改革】
DPIの整備・
利活用と
共通SaaS利用の
推進

2. 取組の方向性

共通化すべき業務・システムの基準

- ① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即しているか
- ② 効果の見込みがあるか
- ③ 実現可能性があるか

共通化は、国と地方の協力の枠組みの下で進め、原則として地方に義務付けを行うものでなく、地方の主体的な判断により行われるもの。

(a)喫緊の課題である20業務の標準化に引き続き注力し、(b)基準に合致するものは共通化を進め、(c)基準に合致しないものであっても都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む

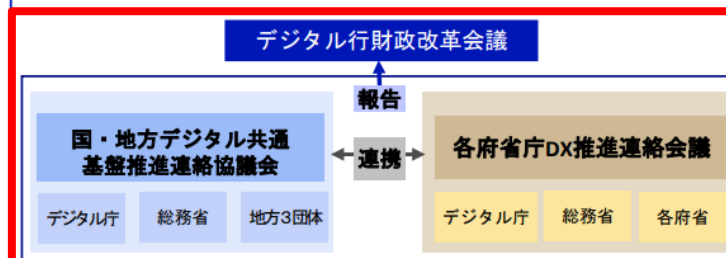
費用負担の基本的考え方

- i) 共通SaaS
 - ・ 国が共通化に関する調査、初期段階における実証、標準的な仕様書の作成等に要する費用を負担
 - ・ 地方公共団体が利用料等を負担することが原則
- ii) デジタル公共インフラ（DPI）
※認証基盤（マイナンバーカード等）、ベース・レジストリ等
国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当
- iii) 物理／仮想基盤（クラウド、ネットワーク）
 - ・ 原則として費用は整備主体が負担
 - ・ 利用者は、運用・保守費用等について応分の負担

デジタル人材の確保

- i) 共通SaaS・DPIの整備・活用のための体制の強化
デジタル庁を中心に、専門人材の確保や、各省と地方公共団体との調整を行う行政人材の配置を推進
- ii) 地方公共団体における人材確保
 - ・ 令和7年度中に、全ての都道府県で都道府県を中心に市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確認
 - ・ 総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援を強化

3. 今後の推進体制



国・地方の連絡協議の枠組み

- ・ 「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」を開催
- ・ 共通化の対象候補の選定や、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意等を実施

各府省庁DXの推進の枠組み

- ・ 今後5年間でDXの「集中取組期間」とし、国側の推進体制として「各府省庁DX推進連絡会議」を開催
- ・ 国民の利用者体験の向上に資するDXの取組を「国・地方重点DXプロジェクト」として指定し、国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を支援

(備考)国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(概要)を一部加工

持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会の概要

- 令和7年4月の沖縄振興拡大会議において、県内離島・過疎地域における持続可能な行政サービスのあり方について議論し、離島以外の市町村も含めた市町村と県との意見交換の場を設置することが決定されたことを踏まえ、「**持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会**」を設置。
- 総務省の「**持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会**」の報告書（令和7年6月）も踏まえ、人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足が深刻化する中で、沖縄県内の離島・過疎地域をはじめとする市町村の行政サービスのあり方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理・対応のあり方の検討を行う。

主な検討内容

総務省研究会報告書（令和7年6月）

- 市町村における**各事務の処理に関する課題に応じた対応方策**を検討し、これまでとは異なる**新たな視点**で運用や制度の見直しの議論を進める
- **各都道府県が**、地域の状況を踏まえ、**市町村の検討を支援**（国としても具体的な対応方策について一定の選択肢を提示）

本検討会

- 沖縄県内市町村における行政サービスの提供に係る**具体的な課題の整理**
- **具体的な事務分野ごとの対応方策の検討**
（事務の簡素化、水平連携・垂直補完、民間活用、デジタル技術の活用 等）

構成団体

沖縄県、市（那覇市、石垣市、名護市、うるま市）、町村（国頭村、伊江村、読谷村、与那原町）

令和7年度のスケジュール

- | | | |
|-----|---------------|---------------------------------|
| 第1回 | 令和7年8月26日（火） | 市町村を取り巻く環境、取組の現状と課題等について認識を共有 |
| 第2回 | 令和7年12月23日（火） | 行政分野ごとの事務執行上の課題と対応について議論（国保・土木） |
| 第3回 | 令和8年3月27日（金） | 中間取りまとめ |

持続可能な行政体制の構築に向け県・市町村の役割分担等を継続的に議論



「県・市町村の行政体制最適化推進プロジェクトチーム」の設置（R8.1より始動）

全県的に連携・補完を検討

行政体制のあり方や 県・市町村の役割分担 等の議論

「県・市町村の行政体制 最適化推進PT(仮称)」

- ✓ 行政体制のあり方を継続的に研究・協議
- ✓ WG未設置の分野や新たな課題を研究し、必要に応じWGを追加設置
- ✓ 消防・水道・生物多様性等の既存の枠組みの議論を促す

- ◆ 行政体制の課題は多岐にわたるが、先ず優先的・重点的に検討する分野についてWG等を設置するもの
- ◆ 上記PTも活用し、優先順位を付けて順次議論

土木職員の確保・インフラ老朽化への対応

「公共インフラWG」

<検討する対応策のイメージ>

- ✓ 効率的な管理体制構築のための共同アウトソーシング、群マネ(※)
- ✓ 人材育成のための県建設事務所での短期研修(事務・技術)受入
- ✓ インフラDX(インフラの管理・運用へのデジタル技術の導入)

※ 群マネ:「地域インフラ群再生戦略マネジメント」

保健事業の効率的な運営

「保健事業WG」

<検討する対応策のイメージ>

- ✓ 効率的な保健事業の実施のための複数市町村による事業実施 等

法制執務等の専門的事務への対応

「専門的事務連携WG」

<検討する対応策のイメージ>

- ✓ 専門事務のサポート体制の整備や研修機会の提供
- ✓ 市町村事務におけるAI活用実証の実施や共同導入の検討 等

DX推進体制の強化

「先端技術活用推進協議会」(既存)

<検討する対応策のイメージ>

- ✓ デジタル人材支援、情報システム共同調達の拡充 等

法律において広域化の推進の役割を都道府県が担うこととした例

第1回専門小委員会資料
(令和8年2月18日)

- 消防や水道事業など、従来市町村単位で行われてきた事務について、人材不足等により市町村単位での事務執行が困難になりつつあることを背景に、広域化によって効率的な事務処理を図るため、**都道府県が広域化の推進を担うことを明確化**した例がある。

都道府県の役割の明確化（消防）

- H18 消防組織法改正 -

<制度改正の背景・理由>

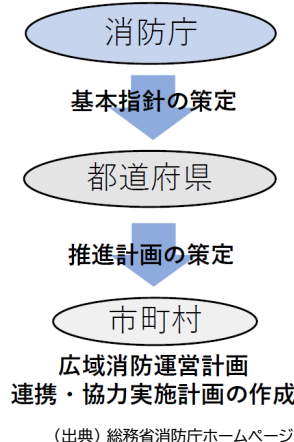
- 災害の多様化、大規模化等の環境変化の中で、特に小規模な消防本部においては、出動体制や消防車両・専門要員の確保等の限界が指摘され、消防の広域化が推進されてきたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が約6割を占めるなど、広域化が十分に進んでいないことが指摘されていた。
- 広域化が十分に進まなかった要因としては、広域化における都道府県の役割が法律上不明確であるとの指摘があった。

<手法>

- 市町村の消防の広域化を推進するための都道府県の役割が明確化され、推進計画の策定、必要な調整・援助の実施等を行うこととされた。

<制度改正後の状況>

- 広域化により消防本部の総数は、811本部から720本部に減少した(令和6年4月時点)。



都道府県の役割の明確化（上水道）

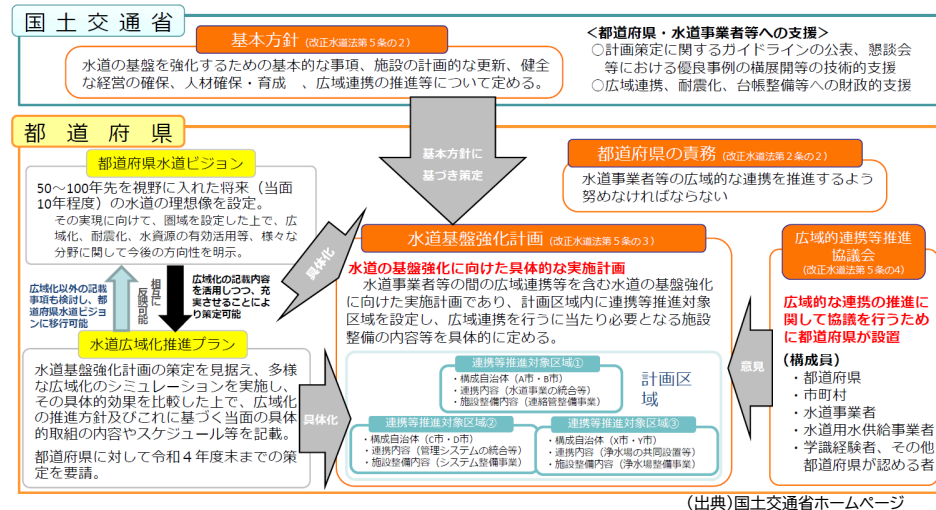
- H30 水道法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模(給水人口5万人未満の小規模事業者が7割弱)で経営基盤が脆弱であり、職員数が大きく減少、水道施設の老朽化が進行し、耐震性も不足しているなどの課題が指摘されていた。

<手法>

- 都道府県を広域連携の推進役とすることが明確化され、水道基盤強化計画の策定、協議会の設置等を行うこととされた。



<制度改正後の状況>

- 水道基盤強化計画が策定済みの団体は、3府県(令和7年12月時点)。

大都市地域における行政体制のあり方について

大都市地域における行政体制に関する検討の方向性(案)

第1回専門小委員会資料
(令和8年2月18日)

国内外の大都市制度の変遷

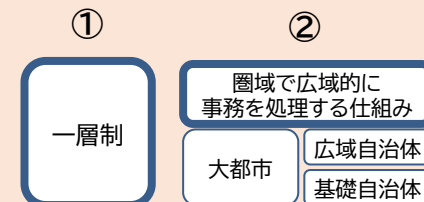
- 大都市圏では、自治体の区域を超えて都市が連坦するほか、とりわけ規模能力が大きい大都市が存在。このような中で、大都市が経済成長を牽引する方向性と、圏域における広域行政を充実させる方向性を如何にして調和させるかが、大都市圏に固有の課題となってきたのではないかと。
- このような課題に対し、国内外の大都市では、おおむね以下①②の方向性の間で、両者の混在や中間的な制度も含め、様々な制度が置かれてきたのではないかと。

①効率的な行政執行のための、一層制の大都市の創設等の**垂直的な統合**

↑例;日本の旧特別市制度(1947年(実際には指定なし))、韓国・釜山等での直轄市の創設(1963年)、加・トロントでの新トロント市の創設(1998年)等

②大都市圏全体で、広域的に事務を処理する仕組み等の**水平的な連携・統合**

例;英・ロンドンでのGLA(Greater London Authority)の創設(2000年)、仏・パリでのメトロポールの創設(2016年)等



- 垂直的な統合が進むと水平的な連携が行いづらくなる等、**①②のメリットとデメリットはトレードオフの関係にあり、1つの制度に収斂されるものではない**。このため、これまでも**各国の大都市制度は試行錯誤が繰り返され、その時々社会情勢に応じて変遷してきた**のではないかと。

今回の地制調での検討の方向性(案)

<検討の方向性(案)>

<検討の視点>

- 今後の社会経済情勢を見据えた大都市制度のあり方として、以下の点につき検討することが考えられるか。

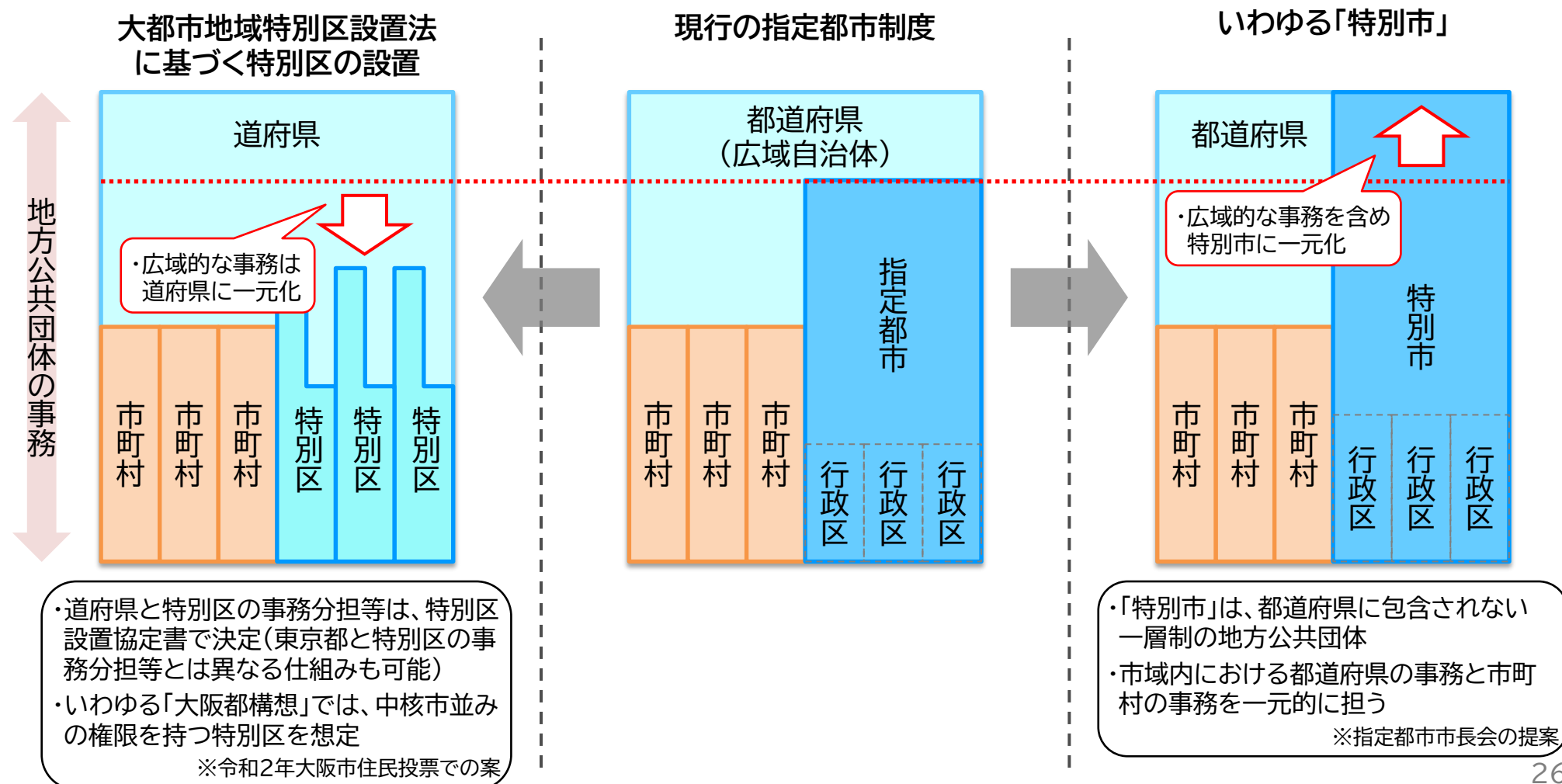
(1) 都道府県から独立した一層制の大都市である、いわゆる「特別市」の制度化による垂直的な統合(①の方向性)

(2) 大都市圏における、都道府県や指定都市の区域を超えた水平的な連携・統合(②の方向性)

- 「特別市」を制度化する場合の意義はどのように考えられるか。
- 「特別市」を制度化する場合の課題は、どのようなものがあるか。特に、水平的な連携を行いづらくなることについて、どのように考えるか。
- そのような課題への対応方策として、どのようなものが考えられるか。
- 水平的な連携を強化する場合の課題は、どのようなものがあるか。特に、垂直的な統合を行いづらくなることについて、どのように考えるか。
- ①②のメリットとデメリットはトレードオフの関係にあり、1つの制度に収斂されるものではないことを前提に、比較的望ましい制度にしていくためには、どのような検討が必要か。

指定都市制度を巡る2つの動き

- 指定都市制度を巡って、「大都市地域特別区設置法に基づく特別区の設置」と、いわゆる「特別市」の2つの動きがある。
- 既に制度化されている「**大都市地域特別区設置法による特別区の設置**」は、**指定都市を廃止し、広域的な事務は道府県に一元化**しようとするもの。
- 他方、いわゆる「**特別市**」構想は、**都道府県に包含されない一層制の地方公共団体**を設けようとするものであり、**広域的な事務を含め、「特別市」に一元化**することを想定。



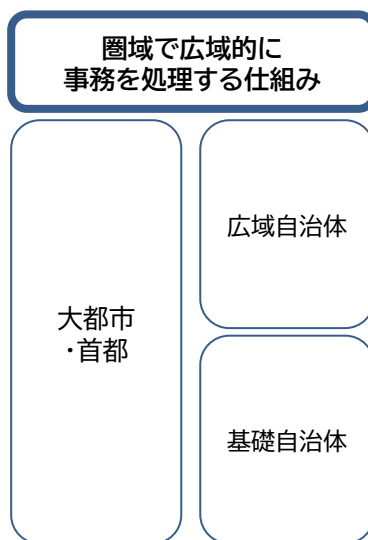
- 我が国や諸外国の地方制度では、大都市・首都といった大都市等に固有の制度として、独自の統治構造や事務処理の仕組みが存在。
 - これらの制度は、都市圏の拡大や人口増、その時々政治・社会情勢等に応じて設けられた経緯があり、一様ではない。
 - 大都市等において、行政事務を行う組織については、以下のような類型がある。なお、これらのパターンのうち複数の組み合わせが適用されることもある。
- パターン① 大都市等に一層制が採用されているもの
- パターン② 圏域で、広域的に事務を処理する仕組み/広域的な事務の調整の枠組みが設けられているもの
- パターン③(①②の中間) 大都市等に、広域自治体と基礎自治体の事務配分の特例が適用されているもの
- また、国による大都市等への特別な関与など、国や広域自治体との関係について特例が設けられている場合がある。

A:行政事務を行う組織の特例

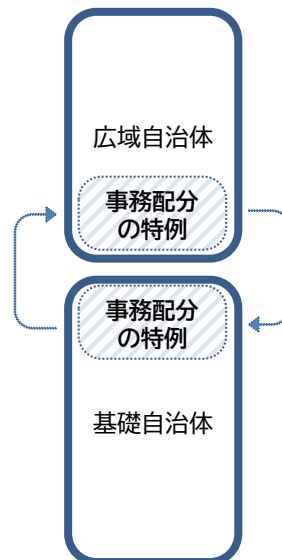
パターン①



パターン②

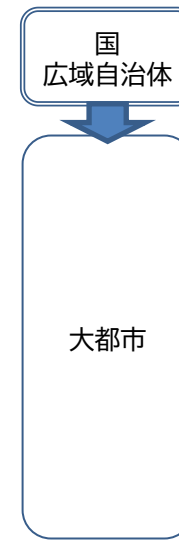


パターン③ (①②の中間)



B:国等との関係の特例

(例) 国による特別な関与
国による直接の事務執行



凡例(次ページ以降共通)

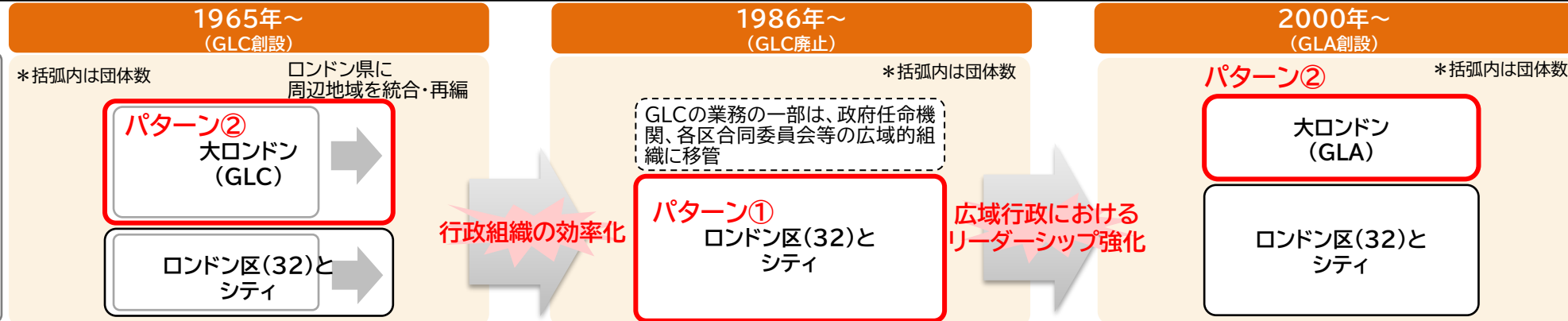
- : 諸外国の制度(首都)
- : 諸外国の制度(首都以外の大都市)
- : 我が国の制度
- 実線囲み : 直接公選の議会を有する法人格のある団体
- 点線囲み : 上記以外

諸外国における大都市制度の変遷の例

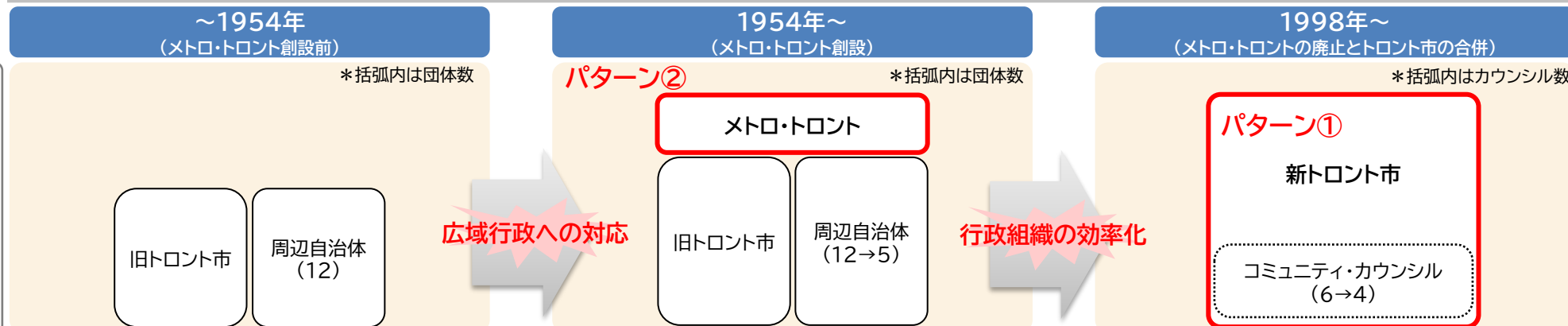
第4回専門小委員会資料
(令和8年4月15日)

- 諸外国における大都市制度の改革は、「**地方公共団体の区域の広域化**」(例:加・トロントでの新トロント市の創設(1998年))や、「**圏域で広域的に事務を処理する仕組みの導入**」(英・ロンドンでのGLAの創設(2000年))とセットで行われている場合が多いと考えられる。

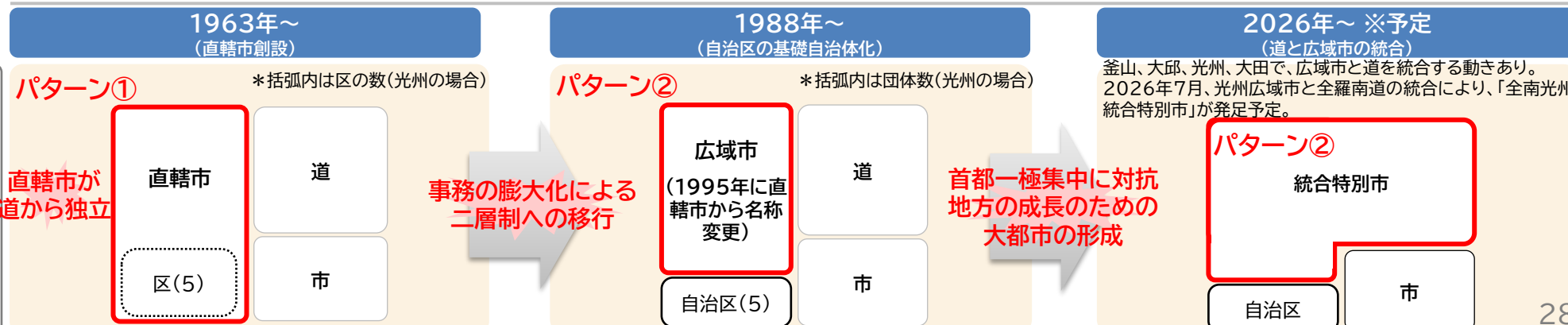
英国(ロンドン)



カナダ(トロント)



韓国(釜山・光州等)



道府県が処理している事務への影響に関する各省庁担当課への聞き取り結果

大都市における行政課題への
対応に関するワーキンググ
ループ報告書(令和7年6月)

(質問事項) 現在、道府県が処理している事務について、仮に「特別市」が設置されることとなった場合、当該事務の処理にどのような影響が生じることが考えられるか。これに対し、どのような対応の方向性が考えられるか。

警察事務 (警察庁)

- 警察事務は、都道府県の単位で処理することを基本としており、広域自治体である都道府県と同格のものとして「特別市」が設置された場合に、「特別市」の単位で警察を置き、警察事務を処理することは考え得るのではないか。
- 警察組織としては、一定の人口規模があれば成立し得ると思われるが、警察本部等を新たに設置し、人員を確保する必要があるなど、コストの増加や分割されることによる非効率化という現実的な問題が存在するのではないか。
- また、指定都市を包含するような大規模な道府県警察には、有事の際に他県警察を援助する役割が期待されているが、「特別市」の設置により警察組織が分割されると、こうした機能への影響が懸念される。
- 「特別市」と残存する道府県とで警察組織を共同設置するという対応については、現行法上、公安委員会の共同設置はできないとされており、その可能性について直ちに答えられるものではないが、警察事務に対する長・議会の関わりや警察の民主的管理の在り方をどう考えるかといった課題があるのではないか。

医療提供体制の確保に関する事務 (厚生労働省)

- 高度・特殊な専門的医療だけでなく、一般的な医療サービスについても、都道府県において、限られた医療資源で良質かつ適切な医療提供体制を確保する観点から、地域医療構想による医療機関の機能分化・連携や、医療計画に基づく救急・周産期医療提供体制の確保等が進められている。
- また、大都市部に医師が集中している中、医師偏在対策については、広域的に調整することが効果的であるため、都道府県において、大都市部・非大都市部を含む取組が進められているなど、実際の医療提供体制の確保は基本的に都道府県単位で検討・調整されている。
- 大学病院や医師等の医療資源の多くが大都市部にある現状を踏まえると、「特別市」の事務とした場合には、「特別市」と残存する道府県の区域を含めた一体的な医療提供体制の確保に向けた取組が行われないこと等により、資源の効率的な活用による医療提供体制の維持が困難となることが懸念されるのではないか。
- こうしたことを踏まえると、「特別市」と残存する道府県の間で協議・調整を行うための新たな仕組みを設けることが考え得るが、その場合であっても、協議・調整が調わなかった場合の対応についてはなお課題があるのではないか。

都市計画に関する事務 (国土交通省)

- 都市計画区域の指定や、特に広域の見地から決定すべき都市施設(上下水道や一級河川等の一部)に関する都市計画の決定に係る事務については、都道府県が担っている。
- 「特別市」が設置された場合、広域調整や効率性の観点から、これらの事務を国が行うこととすることや、「特別市」と残存する道府県の間で広域調整を行うための新たなルールを設けることが考えられるが、現在都道府県が担っている地域のまちづくりに関する判断を国が行うことの妥当性は、論点となるのではないか。
- 市町村が施行する都市計画事業の認可については、適切性・公益性を確認する必要があるため、都道府県が行うこととされている。
- 「特別市」が設置された場合、「特別市」が施行する都市計画事業の認可についても新たなルールを設けることが考えられるが、認可の事務を誰が行うこととするべきかや、仮に国が行うこととする場合の業務量負担は、論点となるのではないか。

指定都市の区域内の道府県有施設

○ 神奈川県では、県庁所在地である横浜市を中心に、**指定都市の区域に県民利用施設の約4割が立地**している。

(神奈川県における県民利用施設の設置状況)

区域	県民利用施設の数	施設の例
横浜市	27	公文書館、県民センター、音楽堂、スポーツ会館、図書館、歴史博物館、労働プラザ、女性自立支援施設、看護専門学校、公共職業能力開発施設
川崎市	2	図書館、森林公園
相模原市	9	交流センター、漕艇場、都市公園、障害者支援施設
その他の区域	60	美術館、博物館、カヌー場、地方港湾、地下駐車場、男女共同参画センター、児童養護施設、障害者支援施設、看護専門学校、公共職業能力開発施設
合計	98	—

(備考)神奈川県ホームページ掲載「県民利用施設一覧表」をもとに作成

(「特別市」に移行する区域に立地する道府県有施設の取扱いについて)

○ 「特別市」への移行に伴い、指定都市の区域内に立地する道府県有施設のあり方については、**道府県と指定都市の間で協議して決めるべきもの**と考えられるが、例えば、以下のような施設の性質等に応じて、**移転のみならず、譲渡や共同設置、区域外設置(※)**といった選択肢も考えられるのではないかと。

- ① 主として道府県民による利用を想定しているなど、**当該道府県の区域内に設ける必要性が高いと考えられる施設**
- ② 道府県内で指定都市の区域とその他の区域とに**複数設置されている施設**
- ③ **道府県と「特別市」のそれぞれで保有する必要性が低い**と考えられる施設
- ④ **直ちに移転や譲渡を行うことが難しい施設** 等

(※) 公の施設については、**関係地方公共団体の議会の議決を経て、協議により、区域外に設置することができることとされている**(地方自治法§244の3)。

(参考)大都市法における関係都道府県・関係市町村の財産処分

○ 大都市法に基づく特別区の設置の際には、**特別区設置協定書において、財産処分に関する事項を定めることとされており、当該協定書に基づき、財産処分が行われる**(大都市法§5①、大都市法施行令§18)。

主要財政指標の比較（指定都市、指定都市を除く道府県内市町村）

大都市における行政課題への
対応に関するワーキンググ
ループ報告書(令和7年6月)

団体名	財政力指数	経常収支 比率	実質公債費 比率	将来負担 比率	市民税 (百万円)	道府県内 市町村 (指定都市 を除く)	財政力指数	経常収支 比率	実質公債費 比率	将来負担 比率	市町村民税 (百万円)
札幌市	0.71	95.4	2.9	18.2	172,495	北海道	0.38	89.9	9.0	14.6	185,686
仙台市	0.88	97.0	6.1	52.3	114,024	宮城県	0.52	96.7	6.3	—	62,474
さいたま市	0.95	95.6	6.3	20.1	162,484	埼玉県	0.82	94.1	4.7	—	431,760
千葉市	0.89	98.4	10.7	122.4	108,989	千葉県	0.85	92.5	4.7	—	405,648
横浜市	0.94	98.1	9.5	127.2	484,080						
川崎市	1.03	97.2	8.4	124.0	205,273	神奈川県	0.91	95.1	4.4	21.9	256,336
相模原市	0.83	96.0	2.8	—	69,150						
新潟市	0.65	94.2	12.1	123.0	64,605	新潟県	0.49	91.9	10.3	54.7	77,389
静岡市	0.83	92.8	6.1	31.9	66,321	静岡県	0.81	89.5	5.5	9.4	149,338
浜松市	0.81	91.2	3.8	—	75,338						
名古屋市	0.97	99.9	6.4	83.0	296,022	愛知県	0.98	88.5	2.3	—	425,036
京都市	0.80	98.5	11.8	140.5	150,647	京都府	0.57	94.1	7.7	25.9	69,760
大阪市	0.92	92.0	0.9	—	351,297	大阪府	0.73	95.5	2.9	—	362,617
堺市	0.76	100.9	5.4	—	71,946						
神戸市	0.76	97.6	4.9	62.6	153,621	兵庫県	0.70	93.4	6.6	2.2	279,916
岡山市	0.74	90.0	5.6	—	66,043	岡山県	0.53	91.0	7.1	—	66,140
広島市	0.78	98.7	9.6	165.4	121,913	広島県	0.59	91.7	5.8	1.8	99,665
北九州市	0.69	97.1	10.1	143.2	76,683	福岡県	0.56	92.7	5.8	—	140,248
福岡市	0.87	94.1	8.0	66.9	177,451						
熊本市	0.69	93.0	5.5	92.9	62,776	熊本県	0.40	91.9	9.0	—	47,869

（備考）総務省「令和5年度地方公共団体の主要財政指標一覧」「令和5年度市町村別決算状況調」より作成

（各指標の説明）

財政力指数：基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

経常収支比率：経常的経費（人件費、扶助費、公債費等）に充当された一般財源の額が、経常一般財源（地方税、普通交付税等）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合

実質公債費率：当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値

将来負担比率：地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

※ 充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については「—」を表示している。

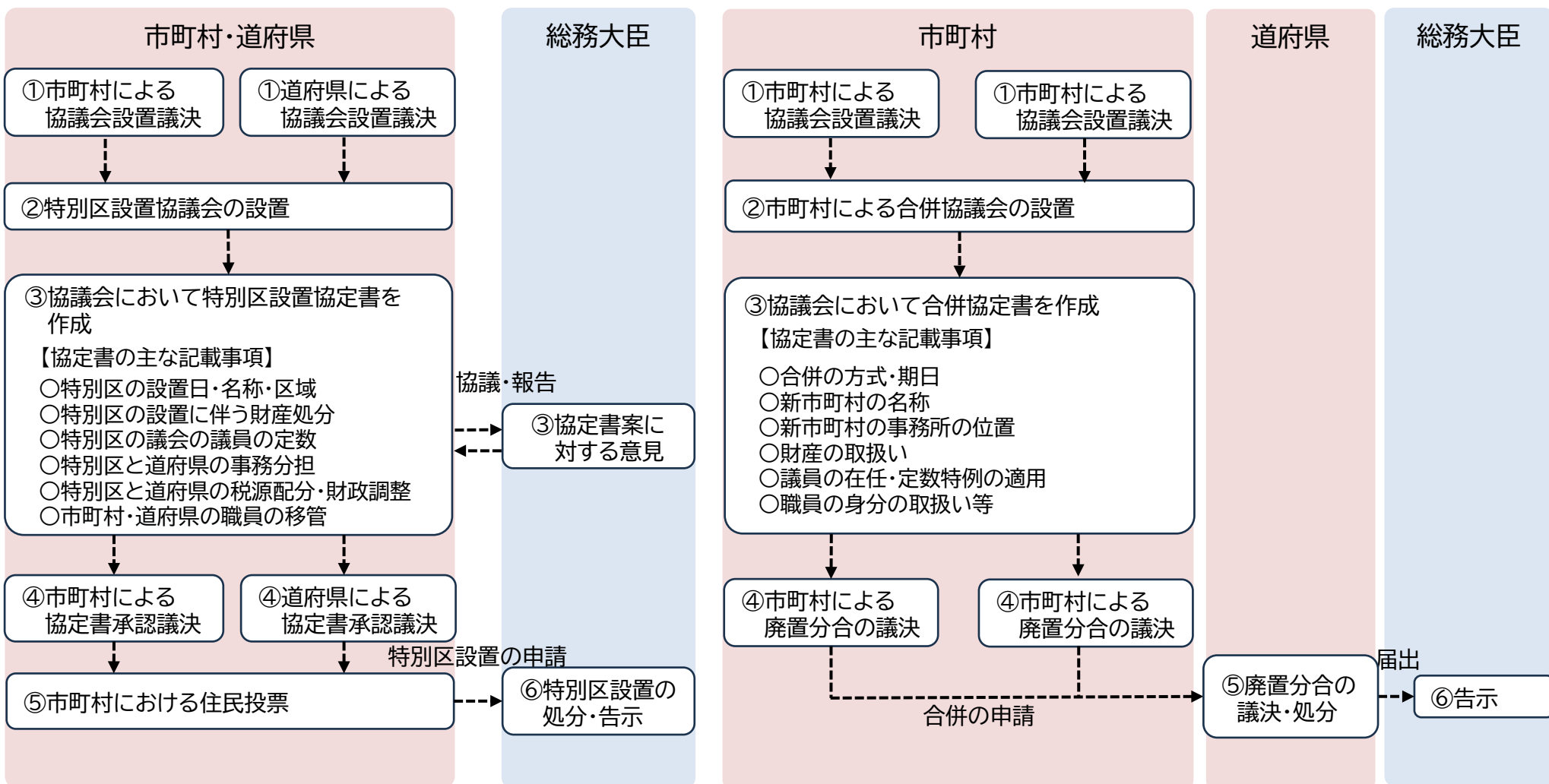
※ 道府県内市町村（指定都市を除く）の各指標については、指定都市を除く道府県内市町村の加重平均により算出している。

大都市地域特別区設置法と市町村合併特例法における手続

○ 地方公共団体の再編手続を定めた「大都市地域特別区設置法」「市町村合併特例法」では、いずれも、当事者となる地方公共団体間で事前に協議を行い、再編にあたって必要となる事項を合意する仕組みを設けている。

【特別区設置の手続(大都市地域特別区設置法)】

【市町村合併の手続(市町村合併特例法・地方自治法)】



地方公共団体の廃置分合等に係る手続について

大都市における行政課題への
対応に関するワーキンググ
ループ報告書(令和7年6月)

- 都道府県の廃置分合(地方自治法第6条)や旧特別市の設置(昭和31年改正前の地方自治法)については、制度上、自治体からの発意が手続の端緒とはされておらず、法律で定めることとされており、憲法第95条の「一の地方公共団体のみに適用される特別法」として住民投票を行う必要がある。
- 申請に基づく都道府県合併(地方自治法第6条の2)については、国会の承認を経て内閣が定めることとされており、住民投票は要さない。
- 大都市地域における特別区の設置(大都市法)については、関係市町村・関係道府県の議会の議決が手続の端緒となり、関係市町村での住民投票を経て、総務大臣が定めることとされている。
- 市町村の廃置分合(地方自治法第7条)については、関係地方公共団体の議会の議決が手続の端緒となり、都道府県議会の議決を経て都道府県知事が定めることとされている。

	都道府県の廃置分合 (自治法 § 6)	申請に基づく 都道府県の合併 (自治法 § 6の2)	旧特別市 (S31改正前の自治法)	大都市地域における 特別区の設置 (大都市法)	指定都市 (自治法 § 252の 19)	市町村の廃置分合 (自治法 § 7)
手続の 端緒 (自治体の 発意)	—	関係都道府県の 議会の議決 ↓ 関係都道府県の 申請	—	関係市町村・道府県 の議会の議決 ↓ 協議会の設置	—	関係市町村の 議会の議決 ↓ 関係市町村の申請
手続上の 国の役割	法律の制定	国会の承認	法律の制定	協定書案に係る 総務大臣への協議・報告 総務大臣の意見	政令の制定	(市の廃置分合の場合) 総務大臣の同意
住民投票 の要否	憲法95条に基づく 関係都道府県での 住民投票	—	憲法95条に基づく 関係都道府県での 住民投票	大都市法に基づく 関係市町村での 住民投票	—	—
決定	法律の施行	内閣による処分	法律の施行	総務大臣による処分	政令の施行	都道府県議会の議決 ↓ 都道府県知事による処分